

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING & WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

中国の知的財産法院の設立について

2014年8月31日に、第十二期全人大常務委員会の第十回会議において、「北京、上海、広州で知的財産法院を設立する決定（草案）」は審議され、許可されました。

全人大常務委員会の北京、上海、広州での知的財産法院の設立についての決定の内容は以下の通りである。

一、北京、上海、広州で知的財産法院を設立する。

知的財産法院裁判廷の設置は、最高人民法院が知的財産案件の種類及び数に基づき確定する。

二、知的財産法院は、専利、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密等の専門技術度が比較的高い第一審知的財産民事、行政案件を管轄する。

国務院行政部門の裁定または決定に不服して提起した第一審知的財産授権及び権利確定の行政案件は、北京知的財産法院が管轄する。

知的財産法院は第一項に規定された案件について地域に跨る管轄を行う。知的財産法院を設立した三年間において、所在する省（直轄市）で地域に跨る管轄を行っていてもいい。

三、知的財産法院の所在する市の基礎人民法院による第一審の著作権、商標等の知的財産の民事及び行政判決、裁定に対する控訴案件は、知的財産法院が審理する。

四、知的財産法院による第一審の判決、裁定に対する控訴案件は、知的財産法院の所在地の高級人民法院が審理する。

五、知的財産法院の裁判は、最高人民法院と所在地の高級人民法院が監督する。

六、知的財産法院の院長は、所在地の市の人民代表大會常務委員會主任會議が、同級人民代表大會常務委員會にその任命、免職を申請する。

知的財産法院の副院長、延長（注：裁判廷の責任者）、裁判官、裁判委員會委員は、知的財産法院の院長が所在地の市の人民代表大會常務委員會にその任命、免職を申請する。

知的財産法院は所在地の市の人民代表大會常務委員會に責任を持ち仕事を報告する。

七、本決定は施行してから3年満了した際、最高人民法院は全國人民代表大會常務委員會に本決定の実施状況について報告する。

八、本決定は、公開日より施行する。

解説：以上の決定から明らかなように、知的財産法院の管轄範囲は、專利、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密といった技術型知的財産案件の第一審の民事（例えば、權利侵害事件）、行政（例えば、專利管理部門の專利侵害紛争についての処理決定に不服する場合の行政訴訟）案件、及び知的財産法院の所在する市の基礎人民法院による著作権や商標權といった非技術型の第一審民事、行政案件に対する控訴案件である。第一審行政案件のうち、拒絶審決や無効（または維持）審決といった國務院行政部門の複審決定を不服として提起した第一審行政案件は、北京知的財産法院が管轄する。

以上

2014年9月1日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com